

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和6年10月1日現在)

1 当センターが提供する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての相談窓口

電話番号	042-397-1091
担当	

※ご不明な点は、どんなことでもおたずねください。

2 東村山市西部地域包括支援センターの概要

(1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	東村山市西部地域包括支援センター
運営主体	社会福祉法人 東京蒼生会
指定番号	1302700032
所在地	東京都東村山市富士見町2丁目1番地2
サービスを提供する地域	東村山市 富士見町、美住町

(2) 当センターの職員体制

資格等		業務内容	職員数
管理者 (兼計画担当者)	主任介護支援専門員	介護予防支援 介護予防 ケアマネジメント等	1名
計画担当者	保健師 社会福祉士、 社会福祉主事 介護支援専門員		5名以上 (管理者含む)

(3) 営業時間

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時

(日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは休業となります)

3 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申込からサービス提供までの流れと主な内容

(1) お申込み、サービス内容等のご説明、ご契約
サービス内容のご説明をし、契約を結びます。

(2) 介護予防サービス計画の作成

- ① 面接等によって状態を把握し、生活に関するご希望などをお聞かせいたします。
- ② ご了解を得たうえで、主治医の意見書等の資料を取り寄せることがあります。

- ③ ご利用になる居宅サービスについてご相談し、介護保険適用の有無、利用料金などの情報提供を行います。
- ④ サービス提供事業所と連絡調整を行い、介護予防サービス計画の原案を作成します。ご希望がある場合、ご紹介したサービス提供事業所を居宅サービス計画原案に位置づけた理由についてもご説明いたします。
- ⑤ 利用者は介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス提供事業所等について、複数の事業所等の紹介を求めることができます。
また、利用者は、当該事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることができます。
- ⑥ サービス担当者会議を開催し、提供されるサービス内容を確認したうえで、介護予防サービス計画を確定し説明して同意を得たうえで交付いたします。その際、サービス提供事業所との契約に関する必要な援助を行います。

(3) 介護予防サービス計画作成後の支援

- ① サービスの開始後は、サービス提供事業所から報告を受け効果の評価を行います。
- ② また、定期的な訪問等によってサービス開始後の状態を確認させていただきますので、その際、ご意見やご希望などをお聞きいたします。お困りのことなどがあればご相談ください。
- ③ 必要に応じて、介護予防サービス計画の変更についてのご相談に応じます。
- ④ サービス開始後、ご入院された場合、退院後の在宅生活への円滑な移行等に向け、入院先の病院等と情報提供や連携を行う必要がありますので、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名等をお伝えいただきますようお願いいたします。
- ⑤ 要支援・要介護認定の更新などの手続きを行います。
- ⑥ サービスの内容や、利用に対する意見・苦情の受け付けや取次を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

東村山市が定める基準の額がありますが、基本チェックリストにより事業対象者となった方、要支援1及び要支援2の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、基本的に自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、当センターが保険給付を受けられない場合、1ヶ月あたりの利用金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。そのサービス提供証明書を市役所窓口に提出しますと、全額払い戻しが受けられます。(利用料金については別紙参照)

(2) 交通費

無料です。

(3) 解約料

お申し出によりいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 サービスの利用方法

(1) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当センターの職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を開始します。介護予防サービス計画の作成、その後の支援について居宅介護支援事業所者へ委託することがございます。

(2) サービスの終了

① 利用者都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 自動終了

次の事項に該当した場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者の認定区分が、要介護又は介護保険の非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合又は被保険者資格を喪失された場合
- ・ 利用者が東村山市外へ転出された場合

③ 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の地域包括支援センターをご紹介いたします。

④ その他

利用者や家族などが、当センターや担当職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当センターの指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

(1) 運営方針

東村山市西部地域包括支援センターは、高齢者の相談事業に取り組み地域の相談窓口として実績を積み重ねてまいりました。この実績を生かして、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、可能な限り居宅での自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の意思及び人格を尊重し、中立公平な立場から介護保険制度内だけでなく様々な社会資源を紹介した上で、利用者の選択に基づいた計画を作成し、地域社会の中で豊かに安心した生活が送れるように努めます。

(2) サービス利用のために

担当職員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題分析）の方法	介護予防サービス計画書、基本情報、基本チェックリスト
担当職員への研修の実施	職場内外の研修に適宜参加します
利用者の都合による解約	解約料はいただきません

7 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当	阿部 春菜 (副主任)
電話番号	0 4 2 - 3 9 7 - 1 0 9 1

- (2) 当センター以外に、東村山市にご相談・苦情を申し出ることができます。

担 当	電話番号	
東村山市役所 健康増進課	0 4 2 - 3 9 3 - 5 1 1 1 (代)	総合事業に関すること
東村山市役所 介護保険課	0 4 2 - 3 9 3 - 5 1 1 1 (代)	介護保険全般に関すること
東京都国民健康 保険連合会	0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 3	介護保険全般に関すること

8 秘密の保持

- (1) 当センターは、業務上で知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、その範囲も含め、あらかじめ利用者及びその家族より文書にて同意をいただきます。
- (3) この秘密を保持する義務は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供の契約が終了した後においても継続します。
- (4) 当センター及び担当職員は、サービスを行う上で知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持いたします。

9 事故発生時の対応

- (1) 当センターが利用者に対して、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、損害賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに家族、区市町村へ連絡を行うとともに、利用者に対してその損害を賠償いたします。
- (2) 但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められた場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ② 利用者が、サービス実施のため、必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、当センターが実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

- ④ 利用者が、当センターの指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

10 虐待防止に関する事項

当センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者に対する担当職員からの虐待を防止します。
- ② 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果については従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備します。
- ④ 利用者の人権擁護、虐待防止のため、担当職員に対し研修を定期的実施し、この措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。
- ⑤ 「東村山市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、事業の提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報し、連携や必要な対応を図ります。

11 衛生管理に関する事項

当センターは、感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、統括事業所 第二万寿に所属する事業所と合同で、おおむね月に1回開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- ② 感染症予防及びまん延防止のための指針を、統括事業所 第二万寿に所属する事業所と合同で整備します。
- ③ 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

12 業務継続計画の策定等

当センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 ハラスメントに関する事項

当センターは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場等において行われる性的な行為及び言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の

必要な措置を講じるものとします。

- ① ハラスメントは当センターや担当職員から利用者及び家族等に対する行為及び言動も該当いたします。
- ② 利用者及び家族等からのハラスメントについても、当センターや担当職員の心身に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合であって、当該行為の再発を防止することが著しく困難である等、利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になった場合、また利用者及び家族等が当センターや担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合は、利用者に対して文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

14 当法人の概要

名称	社会福祉法人 東京蒼生会
代表者	理事長 齊藤 修
所在地	東京都東村山市富士見町2丁目1番地3
電話番号	042-391-9246
ファックス	042-392-1733
主な事業	<p>【東村山市】 養護老人ホーム 万寿園 特別養護老人ホーム 第二万寿園 軽費老人ホーム 第三万寿園 寿デイ・サービスセンター 寿ヘルパーステーション 寿居宅介護支援事業所 東村山市西部地域包括支援センター</p> <p>【足立区】 特別養護老人ホーム さの 足立区さのデイ・サービスセンター 足立区谷中デイ・サービスセンター 足立区日の出デイ・サービスセンター さの居宅介護支援事業所 日の出居宅介護支援事業所 足立区地域包括支援センターさの 足立区地域包括支援センター日の出 足立区地域包括支援センター千寿本町 母子生活支援施設 ポルテあすなろ</p> <p>【大田区】 養護老人ホーム 東京大森老人ホーム</p>

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、当センターは利用者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書を説明いたしました。

説明者：印

本重要事項説明書の説明を行い、内容に同意していただけるようでしたら、その証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲・乙それぞれの1通を所持することとします。

年 月 日

利用者

住 所 東京都東村山市

氏 名印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名印

センター

所 在 地 東京都東村山市富士見町2丁目1番地2

事業者名 東村山市西部地域包括支援センター

代表者名 管理者 後藤 麻子印